○国土交通省告示第四百六十号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十四条第一項第二号の規定に基づく国土交通大臣の定める職務を定める件等の廃止）

第一条　次に掲げる告示は、廃止する。

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十四条第一項第二号の規定に基づく国土交通大臣の定める職務を定める件（平成七年運輸省告示第二百六号）

二　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第四項、第二十三条第三項、第二十四条第二項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千三百六十七号）

三　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第四項の規定（同令第四十八条の四第三項、第四十八条の五第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千六百七十七号）

四　旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の五第一項第二号に基づく職務を定める件（平成十三年国土交通省告示第千六百七十八号）

五　旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項に規定する国土交通大臣が認定する講習（平成十九年国土交通省告示第五百二十四号）

六　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項に規定する国土交通大臣が認定する講習（平成十九年国土交通省告示第五百二十五号）

（貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一章2⑹中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

第二章4⑴中「の区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの」を「特定診断Ⅰ（①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）又は特定診断Ⅱ（②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）」に改め、同章4⑴①を削り、同章4⑴②を同章4⑴①とし、同章4⑴①の次に次を加える。

②　死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者

第二章4⑵中「初任運転者及び」を削り、「ために」の下に「新たに」を加え、「（初任運転者を除く。）」を削り、「初任運転者のための適性診断を」を「初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を」に、「初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの」を「初任診断」に改める。

第二章4⑶中「平成13年9月1日において現に65才以上である運転者に対しては、平成14年8月31日までの間に1回、また、平成13年9月2日以後65才に達した運転者に対しては、65才に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを」を「適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を65才に達した日以後1年以内（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に1回」に改める。

第二章5⑴中「第三条第一項」を「第3条第1項」に、「昭和五十年法律第五十七号」を「昭和50年法律第57号」に改める。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十三条第二項、第二十四条第一項第一号及び第三十一条第二項に規定する国土交通大臣が認定する講習を定める件の一部改正）

第三条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十三条第二項、第二十四条第一項第一号及び第三十一条第二項に規定する国土交通大臣が認定する講習を定める件（平成十三年国土交通省告示第千四百二号）の一部を次のように改正する。

三の項中「第三十一条第二項」を「安全規則第三十一条第二項」に、「基づき運行管理者試験の受験資格について実務の経験に代えることができる」を「よる」に改め、同項の1中「講習を実施する者の」を削り、同項の3中「名称、対象者及び実施内容」を「種類」に改め、「一の3に掲げる基礎講習（平成七年四月一日以降の基礎講習を修了した者に限る。）」を「基礎講習」に改め、同項を四の項とする。

二の項中「第二十四条第一項第一号」を「安全規則第二十四条第一項」に、「基づき運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な」を「よる」に改め、同項の1中「講習を実施する者の」を削り、同項の3中「名称、対象者及び実施内容」を「種類」に改め、「一の3に掲げる基礎講習又は一般講習（少なくとも一回は基礎講習を受講すること。）」を「基礎講習及び一般講習」に改め、同項を三の項とする。

一の項中「第二十三条第二項」を「安全規則第二十三条第一項」に、「基づき運輸監理部長又は運輸支局長が運行管理者について行う研修に代えることができる」を「よる」に改め、同項の1中「講習を実施する者の」を削り、同項の3中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の3の表を削り、同項の3に次のように加える。

基礎講習、一般講習及び特別講習（それぞれ貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示第二条第二号及び第三号に掲げる一般講習及び特別講習をいう。以下同じ。）

一の項を二の項とする。

二の項の前に次の一項を加える。

1	名称
2	独立行政法人自動車事故対策機構
3	主たる事務所の所在地
	東京都千代田区麹町六丁目一番二十五号
	講習の種類
	基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十三年国土交通省告示第千四百三号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断をいう。）